



16. 障害者日常生活用具給付事業(住宅改修)

障害者が現在居住している住宅の住環境改善のために住宅改修を行う費用を給付します。

工事着工前に申請してください。

対象者	(1) 身体障害者手帳の下肢不自由、体幹不自由又は脳原生移動機能障害 1～3 級の人 (2) 難病患者等で、下肢又は体幹機能に (1) と同程度の障害がある人 ・ 特殊便器の取替えは上肢 2 級以上の人に限ります。 ・ 65 歳以上の人及び特定疾病に該当する 40 歳～64 歳の方は、介護保険が優先となります。
対象建物	障害者が、居住している住宅。新築工事は除きます。
対象工事	①手すりの取り付け ②段差の解消 ③床材の変更 (すべり防止・移動を円滑にするためのもの) ④扉の取替え (引き戸への変更など) ⑤和式便器から洋式便器などへの取替え ⑥①～⑤の工事に附帯して必要となる工事
補助金額	市民税課税世帯 : 対象工事費 (限度額 20 万円) の 9 割 市民税非課税世帯 : 対象工事費 (限度額 20 万円) の全額
受付期間	令和 7 年 4 月 1 日 (火) ～令和 8 年 3 月 31 日 (火)

問合せ

見附市 健康福祉課 TEL:0258-61-1380(内線 220) FAX:0258-62-7052